

## 合同委員会の運営について

## ■課題ポイント

① 「主たる委員会」はすべての議件を通して考えるべきか？議件ごとに分けるのか？

(1) 議件ごとに所管委員会を分けることができる場合

Ex: ア. 新嵐山活用計画案について

イ. 公立芽室病院改革プランについて

(2) 1つの議件の中に複合的に所管が含まれる場合

Ex: ア. 第〇期芽室町総合計画後期計画（案）について

Ex: ア. まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し（案）について

## [議論等抜粋 ～ 委員長進行から]

- ・「主たる委員会」は所管委員会であること、各委員長が協議のもとに開催することは確認したい。
- ・基本的には、各常任委員長が協議のもとに開催することが当然であり、議件によって都度協議する。主たる委員会は所管の委員会。いわば今まで通り。開催までのプロセスが重要で、主たる委員会内での合意形成があつての委員長同士の協議になると思うが、そうなると連合審査会に準じる形で良いのではないか。
- ・会議条例、規則にあるように、両委員長の協議のもと開催するものとしていく。背景としては各委員会内で合意形成をしっかりとすること

① 合同委員会の(正)委員長は誰が担うべきか

② 合同委員会の(副)委員長は誰か担うべきか

1) 委員長交代

2) 委員長が欠けたとき

3) 次回開催日程の「委任者」

## [議論等抜粋]

- ・両委員長で協議して開催するので、片方の委員長が副委員長になる。
- ・主たる委員会の副委員長が、合同委員会の副委員長になる。
- ・両委員長は開催の開催につながる協議を担うものであり、会議の進行は主たる委員会  
が担うということになる。
- ・3つ、4つの常任委員会があるような場合、だれが副委員長になるか。
- ・特別委員会と常任委員会が合同することも考えられる
- ・委員長欠席の際、別の委員会委員長が行うのか、所管の副委員長が進行を進めるのか
- ・次回開催日程は「両委員会協議のもと」ということになる

③ 合同委員会の各委員会の「権限」は同一か

※「主たる委員会」は連合審査会における表現

(参考例規)

□芽室町議会会議条例

(連合審査会及び合同委員会)

第 73 条 委員会は、付託議案等の審査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

2 委員会は、調査のため必要があると認められるときは、他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。

(連合審査会等の運営)

第 74 条 連合審査会及び合同委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

□芽室町議会会議条例等運用規則

(連合審査会)

第31条 連合審査会の議事は、付託された審査事件における主たる委員会の委員長が主宰する。

2 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。

3 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。

4 連合審査会に付託した事件の表決は、審査における主たる委員会において行う。

5 合同委員会を開催する場合は、前項までの規定を準用する。

## 第 5 回議会運営委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 6 月 23 日 (火曜)	午後 1 時 30 分 開会
	休 憩	13:38-13:42、14:20-14:20、14:28-14:40、
		午後 2 時 51 分 閉会

ウ 合同委員会の運営について

資料 3

- ・ 事務局長：資料説明。
- ・ 委員長：まずは、同号委員会の各委員会の権限が同じかどうかというところで議論をしていきたい。
- ・ 立川委員：前は自分が異なる見解であったことから今回の議論ともなっている。そもそも合同委員会がなぜ開かれるのか、という目的について詰めると、片方の委員会がもう片方のお手伝いでは議論にならないという見解もあった。各常任委員会の所管委員会に関わることを合同委員会で、ということ想定すると、両委員会ごとの課題共有となるよう自分ごととして考えることが重要。委員会の委員長がどちらかに決めても、権限がどちらかにいくとか、いうことであれば、所管の委員会で調査を行うべきと考える。権限がどちらかにあるということは決める必要はない。議事進行は両委員長が責任をもって行うべきで、副委員長はもう片方の委員長が行うべきである。
- ・ 委員長：「主たる」の表現は、連合審査会からの引用であり、「権限」についてはこの「主たる」に関することである。立川委員から、前回同様の意見があったが、これに対して意見を。
- ・ 正村委員：執行機関側から調査を要望される場合もある。そうした場合、権限というところが、同一かという発言があったが、そういうことで合同委員会が開催出来ないのであれば委員会の調査としての趣旨から外れてしまうのではないかと。主たる委員会が中心となって合同委員会を運営していくのだから、その委員会の副委員長が副委員長がふさわしい。
- ・ 立川委員：自分が常任委員会の副委員長の立場で合同委員会に臨んだ立場からみて、合同委員会がふさわしいかどうかというケースがあったことから、こうした話をしている。以前の、公立芽室病院調査について、厚生文教から依頼があったときに、委員会内で議論があった。その結果として、総務経済も公立芽室病院調査に臨んだにも関わらず、やはり合同委員会には至らないという結論に、総務経済が加わらなかったということがあった。合同委員会の正副を、所管が担うことになると、そのような意思疎通ができないなどがあり得なくもない。両委員会の委員長が当日の運営に責任を持てるような進め方が良いので、両委員会の委員長が正副を担うことが望ましい。
- ・ 委員長：今の意見のようなことがないように、運営ルールを決めていこうということである。前回議論では、両委員長の合意、両委員会内の議論があつて、進めるものということは合意していると思うが。
- ・ 立川委員：開催に至るまではそのような流れが良い。ただ、最後までしっかりと委

員会運営に携われるような体制が必要という観点で、合同委員会は両委員会の合意のもとに作っていくのであれば、しっかりと責任を持つ体制が必要である。

- ・常通委員：③の権限の問題については「主たる」というところで理解している。連合審査会がベースにあるが、合同委員会という名前であるが、合同で調査をすることから考えると、連合審査会を準用することであるので、主たる委員会の副委員長が副委員長を担うことが望ましい。
- ・中村委員：そのときどきの議題で主たる委員会は決まる。その委員会がしっかりと考えて、責任をもって「議事を進めていくことができれば良いのでは。何を議題とするかは、委員会として委員の声を聴いて上げていると考えるので、過去のことはあるかもしれないが、これをスタートとしてしっかりと進めるべき。
- ・立川委員：連合審査会と同じようにという意見であった。なぜ合同委員会を開くかというところを考えたい。合同委員会に、他の委員会が参加するかというと、主たる委員会の応援なのか。そうではなく、両委員会の課題として重要であるということで、両委員会がもっていくべきということからすると、両委員会事になっているのではないかと。そうあるべき。皆さんの意見を聴くと、所管の委員会調査に、もう片方の委員会もお手伝いというふうに聞こえるが、意見をいただきたい。
- ・委員長：「お手伝い」という言葉は適切ではない。撤回をいただきたい。まず、考えたいのは、合同委員会は複数の委員会が調査をする場であり、調査をする会議体である。委員会という名前が誤解を招くなら、調査会でもなんでもよい。
- ・正村委員：立川委員の言っていることの捉え方は違うなと思うが、要は、両委員会の情報交換がちゃんと行われていなかったのが原因である。そのことと、合同委員会の正副の件とは切り離していくべき。今後のあり方について考えると、皆さんがいうように、所管が正副をしっかりと担うということであれば納得できるのではないかと。
- ・立川委員：事例で上げた点は、自分もそう思っているわけではないという観点での発言である。誤解のないように。
- ・常通委員：議件ごとに所管を分けられるようなものと、そうでないものがあるが、資料の①(1)にあるようなことを合同委員会でということは想定しづらい。全体に関わる事は全員で協議していくべきだし、合同委員会で行ってきたことは間違いではないと考える。
- ・委員長：合同委員会における主たる委員会は所管の委員会であることは合意できると思うが、委員長が体調不良等で欠席した場合、これは誰が行うべきか。
- ・立川委員：もう1方の委員会委員長が担うべき。
- ・委員長：前回、渡辺委員からの意見にもあったが、特別委員会を加えた形での合同委員会が開催されることも無きにしも非ずである。複数の委員会の合同委員会の正副委員長はどうなるか。
- ・立川委員：そうした場合、どうなるのか具体的に事案を示していただきたい。
- ・委員長：なかなか合意は得られなかった。本日の結論は不可能であるので、後日また整理をしてまいりたい。今一度、第4回の会議録等含めて復習して、次回会議の場で議論をいただきたい。

## 第4回議会運営委員会会議記録

ウ 合同委員会の運営について

資料3

- ・ 事務局長：資料説明。
- ・ 委員長：まず、「主たる委員会」の考え方であるが、連合審査会では付託を受けた委員会となるが、合同委員会についてはどうか。議件ごとに変わるべきものなのか、そうではないのか。資料にあるように、議件の形によるが、意見を。
- ・ 常通委員：各委員会が所管する案件が合同委員会に、ということは想定しづらいのではないかと。可能性としてはゼロではないが、ほぼ、こういった(1)の例のような議論は想定できないので、この点は、想定しなくても良いのではないかと。
- ・ 立川委員：(1)に挙げられるようなケースは、原則的には所管ごとに調査を行うべきではないかと。経験的には(2)にあるようなケースが合同委員会に諮られるケースである。万が一、こうした議件を上がってきた場合は、両正副委員長協議のうえ決定していくべきである。
- ・ 正村委員：3月25日の合同委員会での案件があるが、その時の委員長は、協議のうえ総務経済常任委員会委員長であったが、このときにはすべてを委員長が務めた事例があった。さまざまな事例が想定されると思うが、この点は、どうやっていくのかを議論して決めていくべき。
- ・ 委員長：この件は、今の3月25日の案件から、今回の提案になっていると考える。他に意見は。
- ・ 常通委員：3月25日は、小学校の改修工事であるが、基本的には契約のあり方であり、それは総務経済常任委員会所管で、特に問題ないのではないかと。
- ・ 立川委員：そのとおりの開催内容であった。事前の両委員会の協議が重要と考える。当日、委員長交代も、質疑希望があったので交代したということもある。3月25日は厚生文教が所管の調査事項ではなかったのかなと受け止めている。原則、所管に関わる場所は所管で調査を行うべきで、合同委員会の開催については、両委員会制度を敷いているうえでは、望ましくないのではないかと。
- ・ 委員長：基本的には各委員会の所管を調査するものであるが、今後のことを考えると、大きなテーマとなったときには両委員会で調査をするようなこともあるのではないかと想定する。いずれにしても、開催については両委員長協議のもとで開催するものであるし、委員会内での合意形成があつての委員長同士の協議になるもと考える。
- ・ 渡辺委員：(2)はこれまで主に行われていた形であり、総務経済常任委員会委員長ということであるが、今後は(1)も考えられるのではないかと。嵐山や病院問題は、大きな課題であり委員会をまたぐ調査もありえる。あくまで両委員長協議のもとに、であるが、事前に、案件ごとに主となる委員会を決めることが必要ではないかと。
- ・ 常通委員：同じ委員会の中で、2つの案件を調査することは厳しいのではないかと。ということである。今の例であれば、案件によって、主となる委員会名を変えた合同

委員会を2回開催すればよいのではないか。

- ・鈴木委員：両委員長の案件精査、協議があってから始まるもの。(1)の例のようなものは、打ち合わせの段階で、どう進めるのかといったことを決めていくべきではないか。想定できないような調査が今後出てくる可能性もある。(1)も(2)も理解・想定できるので、どちらかというよりも、多様な想定をして準備をしていくべきではないか。
- ・中村委員：(1)例のような案件は大きなもので、1日で終わるものではなく、重要な案件。はっきりしたほうが良いのではないか。この数年、合同委員会の正副委員長とは何だろうと疑問に持ちながらきている。委員長が協議する前に、委員会内で「合同で」という意思が確認してから、その意思を持ち寄って行うべきではないか。合同委員会開催までのプロセスが重要では、
- ・委員長：2つの委員会から議件が一つの合同委員会に同時にあがることは想定しづらい。もしあれば、別の委員会にすべきという意見もあった。「主たる委員会」は所管委員会であること、各委員長が協議のもとに開催することは確認したい。となると、現在においては(2)を想定した中で進めれば良いということよろしいか。
- ・正村委員：案件があがってきたときに、案件をみて、どの委員会に、と判断する。その次に内容を見て、となる。これからも議件ごとに所管を分けるようなことが想定されるのではないか。先の意見にあったように、案件によって、主となる委員会名を変えた合同委員会を2回開催するのか、1つの委員長が通して委員会をかいさいするのか決めていくべきではないか。先の3月25日の案件では、まずは厚生文教が所管で、内容は契約、工事に関わるので、合同委員会として行うのだなと判断できた。それまでの所管委員会の調査してきた事項もあるし、それは無視できない。なので、他委員長と協議のうえの開催とした。
- ・立川委員：いろんなケースがこれから出てくるのではないか。一つのルールに決めていくと縛られることになるので、原則的には両委員会協議で決めていくということが良いと考える。
- ・委員長：ルールの捉え方が違った部分があったのではないか。合同委員会の進め方をしっかりと明文化していくことで、誰がなっても運営できる、そういったことを決めていくことも必要なのではないか。
- ・立川委員：原則的なものは必要であり、原則とは、これまで所管委員会の委員長が委員長を務めることで良い。議件をみながら、都度、両委員長の協議で。
- ・委員長：今は主たる委員会はどこになるのか、という点が議論のポイント。3月25日の案件の所管は、見方もどちらの所管ということもある。
- ・正村委員：合同委員会の案件の持っていきかたについて、なぜ合同委員会で調査するのか、その理由、背景では大きなスタンスの差が生じる。「お手伝い」の感覚では議論にならないのでは。
- ・中村委員：本来は各委員会が自決していかななくてはならない。いろんなことは財政に結び付くし、合同委員会ばかりになってしまう。本来は各委員会が議論をしていくべきもの。

- ・委員長：「主たる委員会」について議論をしているところであるが、基本的には、各常任委員長が協議のもとで開催することが当然であり、議件によって都度協議する。主たる委員会は所管の委員会。いわば今まで通り。開催までのプロセスが重要で、主たる委員会内での合意形成があつての委員長同士の協議になると思うが、そうすると連合審査会に準じる形で良いのではないかとなるが。
- ・立川委員：今の整理で良い。開催合意に至った合同委員会の「副委員長」が誰になるかという議論は、これから議論したい。
- ・正村委員：案件によって「主たる」が変わるのは良いが、片方の常任委員会が合同委員会開催を希望したとき、もう一方に相談した結果、合同委員会が開かれないということもある。そのあたり、協議した結果であるので、片方の意思決定の重みを汲み取るようなルール作りを考えなくてよいのか、両委員長が整理をしていくのか。
- ・委員長：開催に至る実態は。
- ・事務局長：ケースバイケースであるが、執行機関側からの合同委員会開催を希望する声が多いのかなど。
- ・委員長：開催に至る前の委員会内の合意形成が重要で、それがあつてからの合同委員会への流れとなると思うが。
- ・常通委員：案件によって、新たなものか、途中から合同を、というケースもある。そのあたりは柔軟な対応が必要である。
- ・常通委員：これまでは執行機関側から提案されるものが多かった。日程的な面も柔軟性がないことが多い。これからは、やはり、委員会が所管で調査している案件も、全体で方向性を見出すような案件も出てくると思う。2つの常任委員会が合同で、となるときには、前向きに議論に参加するようなことを、確認できればと思うが。
- ・委員長：所管委員会の調査を全体に広げることは大事である。会議条例、規則にあるように進めていくことで良いか。
- ・立川委員：自らの所管するテーマを合同委員会に持ち掛けることもあつた。相手側の了承も重要であるし、合同委員会の前に、両委員会の情報共有も重要である。委員間で課題協議する場などが必要ではないか。また、合同委員会は多用するべきではなく、原則として所管委員会で調査を行うべきものとする。
- ・委員長：基本的には合同委員会は調査をするものであるし、理解を広げるのは全協などであるとする。
- ・委員長：現時点では、会議条例、規則にあるように、両委員長の協議のもと開催するものとしていく。背景としては各委員会内で合意形成をしっかりとすること。
- ・委員長：次に正副委員長について。特に副委員長は誰になるのか。
- ・立川委員：開催にあたっては、両委員長で協議して開催するので、片方の委員長が副委員長になると考える。
- ・常通委員：主たる委員会の副委員長が、合同委員会の副委員長になるべき。
- ・委員長：案件を所管する委員会の委員長が、委員長を務めるとなると、所管の副委

員長であるべきかと思うが。

- ・立川委員：両委員会で調査するものであるので、両委員長が正副となるべき。
- ・渡辺委員：主たる委員会が必ずあるので、その副委員長が合同委員会の副委員長になるべき。
- ・正村委員：所管の委員会が主となるという考え方であれば、所管委員会の副委員長が合同委員会の副委員長になるべきである。
- ・委員長：両委員長は開催の開催につながる協議を担うものであり、会議の進行は主たる委員会が担うということになるが。
- ・立川委員：開催にあたっては両委員会の協議であるが、当日の調査については、両委員会がそれぞれ責任を負うべきと考える。
- ・委員長：委員長の進行は非常に重要になる。開催にあたるまでの所管内での調整、町に対する事前の確認など、そういった責任が生まれてくると思う。常任委員会が2つに分かれて、事前協議が円滑に行われるものなのか。
- ・立川委員：合同委員会は両委員会の責任のもと行うべきであるので、事前調整が必要であれば調整する。所管の正副が行うのであれば、所管委員会で調査すればよいと考える。
- ・委員長：進行に関わる話である。所管内での正副がふさわしいのではないか。
- ・鈴木委員：連合審査会に準じるということであれば、主たる委員会が取り仕切ることになると、委員長欠けるときなどは責任をもって、行うべき。
- ・中村委員：合同委員会に、そもそも副委員長は必要なのか。難しい問題だが、主たる委員会の正副が責任を持って進めるのが分かりやすいのでは。
- ・委員長：委員長欠席の際、別の委員会委員長が行うのか、所管の副委員長が進行を進めるのか、大切なポイント。次回開催日程とは別である。次回開催日程は、両委員会協議のもと、ということになるのでは。
- ・立川委員：納得できないので、今日のうちに結論が出せない。
- ・渡辺委員：3つ、4つの常任委員会があるような場合、だれが副委員長になるかというのは、難しい問題。なので、主たる委員会の副委員長が、合同の副委員長となるのが望ましいのでは。
- ・立川委員：本町議会独自のルールを作るべき。今後、3つ、4つの常任委員会を想定するのは現実的ではない。もう少し協議をして今日のうちには結論を出してほしくない。
- ・委員長：特別委員会と常任委員会が合同することも考えられる。そうなると、主たる委員会の正副が、合同の正副となるのがよいと思う。また、従たる委員長も、委員長であることから、副委員長となるのはいかがか。
- ・立川委員：本日のうちには承服しかねる。議運は全会一致となるはずであるし、もう少し時間を。
- ・中村委員：今の意見のように、再協議して、皆さんが納得する形で議論を進めていくことで良いのは。
- ・委員長：基本的には全会一致である。再度、今後、協議していきたい。